

第13 屋外消火栓設備

令第19条及び規則第22条の規定によるほか、次によること。

1 設置位置

令第19条第3項第1号及び第4号並びに規則第22条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、建築物の外壁に近く、かつ、出入口付近に設けること。 ◇
- (2) 令第19条第3項第1号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1m程度）をいうものとする。

2 加圧送水装置の設置場所

規則第22条第9号に規定する加圧送水装置の設置場所は、第4 屋内消火栓設備2の規定を準用すること。

3 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第22条第10号ハの規定によるほか、第4 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。

4 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第22条第10号ニに規定される「放水圧力が0.6MPaをこえないための措置」は、第4 屋内消火栓設備5の規定を準用すること。

5 水源

- (1) 令第19条第3項第3号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備6の規定を準用すること。
- (2) 専用水源を原則とし、池等を使用する場合は、水量及び水質を勘案し、消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないものとする。 ☆

6 配管等◇

配管、管継手及び弁類（以下この第13において「配管等」という。）は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) 配管等は、第4 屋内消火栓設備7（(2)カ、キ、タ及びチを除く。）の規定を準用すること。ただし、補助高架水槽から主管までの配管の呼び径は、50A以上とすること。
- (2) 配管の口径は、屋外消火栓のホース接続口が、単口形のものにあっては80A以上、双口形のものにあっては100A以上とすること。

7 非常電源、配線等

令第19条第3項第5号及び規則第22条6号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備8の規定を準用すること。

8 耐震措置

規則第22条第12号に規定する耐震措置は、第4 屋内消火栓設備9の規定を準用する

こと。

9 屋外消火栓箱の構造

規則第22条第2号に規定される屋外消火栓箱（以下この第13において「屋外消火栓箱」という。）は、第4 屋内消火栓設備10(1)アからエまでの規定を準用するほか、次によること。ただし、屋外消火栓箱の大きさにあつては、開閉弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。

- (1) 雨水等が浸入しない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。
- (2) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。

10 消火栓の構造 ◇

- (1) 屋外消火栓は、地盤面上に開閉弁及びホース接続口を設けた地上式とすること。
- (2) 屋外消火栓のホース接続口は、屋外消火栓箱の内部に格納すること。

11 屋外消火栓箱に格納するホース等 ◇

- (1) ホースは検定品とし、前10(2)のホース接続口に結合できる呼称50又は65で、長さ20m以上のものを2本以上設置すること。
- (2) 管そうは取手付きの品質評価品とし、1本以上設置すること。
- (3) ノズルは可変ノズルとし、口径は19mm以上とすること。

12 標識等

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
- (2) 「ホース格納箱」及び「屋外消火栓」の表示は、条例等規則別表第1によること。

13 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算

- (1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、次によること。

ア 呼称50のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.15mとすること。

イ 呼称65のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.04mとすること。

- (2) 配管の摩擦損失計算は、第4 屋内消火栓設備12(2)の規定を準用すること。この場合、イの規定にあつては放水量を350ℓ/minと、ウの規定にあつては最も放水圧力が低くなると予想される屋外消火栓部分は400ℓ/minと、以降の管内流量を800ℓ/min（2個分）と読み替えること。